

事業者の皆さんへ

事業系廃棄物(一般廃棄物)処理の手引き

・・・正しい分別と適正処理のために・・・

ごみ処理のルールを守ってください

事業系ごみの適正処理にご協力ください

事業系ごみの減量にご協力ください

もくじ

はじめに	・・・・・	P1
1 事業活動とは	・・・・・	P2
2 事業者の責務	・・・・・	P2
3 事業活動から生じる廃棄物(産業廃棄物と事業系一般廃棄物)	・・・	P2
4 事業系一般廃棄物の削減	・・・・・	P5
5 事業系廃棄物の処理方法	・・・・・	P7
6 事業系廃棄物の適正処理	・・・・・	P9
7 事業系廃棄物適正処理Q & A	・・・・・	P10
8 排出事業者の罰則	・・・・・	P12
9 上伊那クリーンセンター位置図	・・・・・	P14
10 問い合わせ先	・・・・・	P15
事業系廃棄物の分別早見表	・・・・・	P16

伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町
飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
上伊那広域連合

はじめに

廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」と言います。）」で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」また、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。」と定められています。

しかしながら、現在、上伊那クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の中には、本来受け入れできないプラスチック製容器包装などの産業廃棄物が混入していたり、リサイクル可能な紙類などの資源物が多く含まれています。

上伊那広域連合では、各市町村と連携しながら不適物の混入を防止し、適正なごみ処理を推進することを目的に、毎月、搬入検査を実施しています。

検査の結果、不適物が確認された場合には、搬入者に持ち帰りをお願いするほか、排出事業者に対して指導や注意喚起を行っていますが、依然として不適物の混入が多く見受けられます。

今回は、産業廃棄物と一般廃棄物の分別基準や処理方法を分かりやすく示すことで、分別の徹底と資源の有効利用の促進を図り、より一層の適正処理の推進を目的として、本手引きを見直しました。

各事業者の皆様には、今一度、廃棄物の区分や処理方法をご確認いただき、適正な排出にご協力いただきますようお願いします。

1 事業活動とは

事業活動とは、規模の大小に関わらず、店舗、会社、工場、事務所、病院、個人事業所、内職などの営利を目的とする活動だけではなく、市町村役場、学校、保育園、社会福祉施設などの公共事業・公共サービス、NPO 法人などの非営利事業等の活動も含まれます。

2 事業者の責務

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物の再生利用等を行いその減量に努めなければならない。
- 事業者は、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

自らの責任においてとは、自らの手による処理だけではなく、廃棄物処理業者又は市町村のごみ処理施設での処理も含みます。この場合は、市町村の一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力しなければならないことを意味します。

3 事業活動から生じる廃棄物（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）

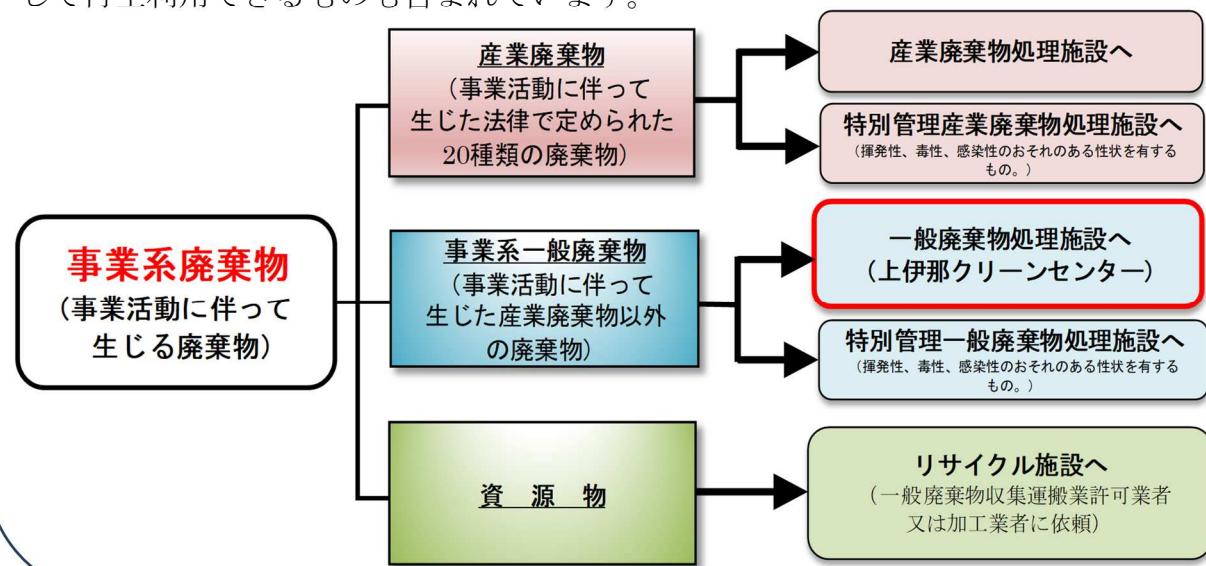
事業活動に伴って生じる廃棄物は全て「事業系廃棄物」となり、一般家庭から排出されるごみとは分別が異なり、処理方法が異なります。

本質的な事業活動の他、従業員の飲食等から生じたごみも「事業系廃棄物」となります。このごみの中には、「産業廃棄物」として処理すべきものも含まれています。

【事業系廃棄物の区分】

事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大きく分けられます。

正しく分別し、適正に処理してください。また、廃棄物の中には分別すれば資源として再生利用できるものも含まれています。



3.1 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、次の20種類が法律で定められています。
(法律第2条第4項、令第2条)



上伊那クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物は搬入できません。

産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設で処理・処分をすることとなります。

種類	具体例
業種を限定せず全て産業廃棄物となるもの	1 燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却かす (例) 燃却灰、石炭灰、廃棄物焼却灰 など
	2 汚泥 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥上物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥 など (例) 下水汚泥、浄水場沈でん汚泥 など
	3 廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁湯、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ など (例) エンジンオイル、グリス、魚油、サラダ油、ごま油、アスファルト など
	4 廃酸 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等の全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）など、固形状液状の全ての合成高分子系化合物 (例) 廃タイヤ、廃農業用ビニール、発泡スチロール、塩ビ管 など
	7 ゴムくず 天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類に該当） 例：ゴム手袋、ゴムチューブ など
	8 金属くず ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず など (例) 空き缶、鉄くず、ブリキくず、アルミくず、銅線くず、溶接くず など
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず、石膏ボード、コンクリート製品の製造工場からのコンクリートくず (例) 白熱電球、窓ガラス、びん類、セラミックくず、レンガ、かわら など
	10 鉱さい 高炉・平炉・電気炉溶融炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石炭、紛灰かす など
	11 がれき類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルト製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の業種が産業廃棄物となるもの	13 紙くず ①建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの） ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され又は染み込んだもの (例) 印刷くず、製本くず、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず など
	14 木くず ①建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの） ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだもの ④物品貯蔵貸借業に係るもの（リース後の木製家具・機器類） ⑤貨物の流通のために使用した木製パレット (例) 廃木材、おかげくず、板きれ など
	15 繊維くず ①建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去によって生じたもの） ②繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され又は染み込んだもの (例) 木綿くず、糸くず、布くず など
	16 動物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獸のあら など (例) 魚・獸の骨、魚・獸の皮・内臓などのあら、ボイルかす、卵から、ソースやしょうゆかす酒かす、米、麦粉、大豆かす、果物の皮、油かす など
	17 動物性固形不要物 と畜場でとさつ又は解体した獸畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体
	20 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の19分類の産業廃棄物に該当しないもの



「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」との分別を徹底してください。

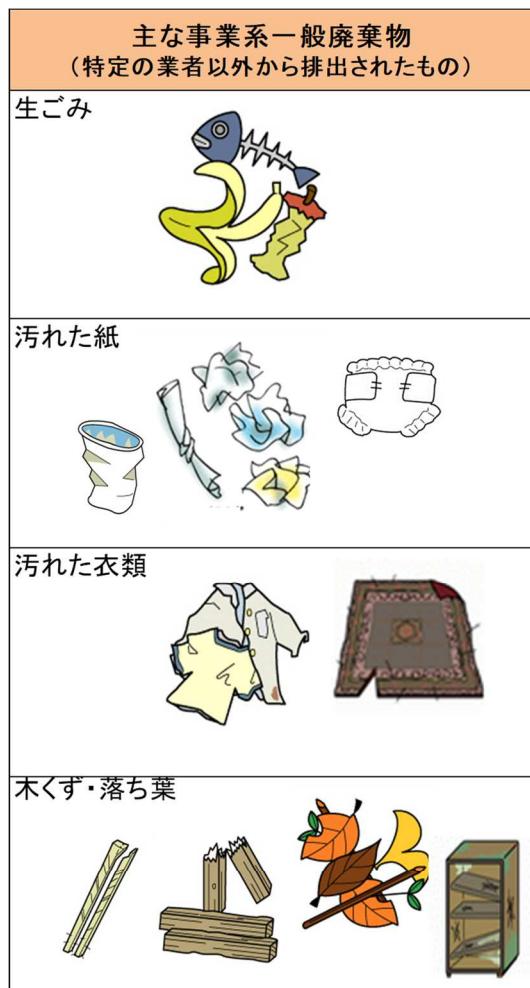
注) 事業所から出る廃プラスチック類（又は金属くず）は産業廃棄物です。従業員が食べたプラスチック製の弁当の容器、カップ麺の容器のほかペットボトルや飲料缶なども、産業廃棄物の廃プラスチック類（又は金属くず）に該当します。上伊那クリーンセンターには持ち込めません。

3.2 事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、3.1 産業廃棄物（前ページ表）以外の廃棄物です。

3.3 事業系廃棄物の分け方

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分け方の例



上伊那クリーンセンターへ



産業廃棄物業者へ

4 事業系一般廃棄物の削減

廃棄物は、適正に処理することも大切ですが、削減することが第一です。一人ひとりが3R（発生抑制・再使用・再生利用）について意識を持ち、事業所全体で取り組むことが重要です。



①発生抑制 リデュース (Reduce)

ごみを出さないような工夫をしましょう。

例…紙の使用は必要最低限にする。使い捨て製品を使わない。簡易包装の推進。食べ残しや食品ロスの削減。（さんまるいちまる3010運動の推進）

生ごみの水切りの徹底。

②再 使用 リユース (Reuse)

修理、部品交換などにより長く使いましょう。

例…リターナブル製品の選択。レンタルやリースの利用。

③再生利用 リサイクル (Recycle)

資源となる廃棄物（古紙、びん、缶等）の分別を徹底し、資源化を第一に考えましょう。

例…食品リサイクル法の取り組み

4.1 資源化によるごみ減量化

一般廃棄物収集運搬業者または加工業者（リサイクル業者）に処理を依頼します。

※処理費用が発生する場合は廃棄物処理となるため、一般廃棄物収集運搬業者に委託することとなります。

※有価で取引される場合は加工業となり廃棄物に該当しません。

○資源化可能といわれているもの

- ・古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・OA用紙・雑紙等）
- ・生ごみ（食品廃棄物）…（調理くず・残飯・賞味期限切れ等）食料品・医薬品製造業等は産業廃棄物に該当



○産業廃棄物に該当するが資源化可能なもの

- ・金属（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶等）
- ・空きびん（ガラスびん）
- ・廃プラスチック（事務用等廃プラスチック・ペットボトル・発泡スチロール・プラスチック製容器包装等）

※機密書類を処分する場合は、専門業者（リサイクル）へ依頼してください。上伊那クリーンセンターに搬入されても機密の保持をお約束できません。

※飲食店やスーパー・マーケット等から出る生ごみ（食品廃棄物…野菜くず、調理くず、魚腸骨等）は一般廃棄物となりますが、できるだけリサイクルしましょう。

※食品リサイクル法で食品関連業者^{※1}は、「発生抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」に取り組むことが求められています。

食品関連業者^{※1}とは下表の業種が対象となります。

業種	主な事業者
食品の製造・加工業者	食品メーカー等
食品の卸売・小売業者	デパート、スーパー、マーケット、コンビニエンスストア、八百屋、魚屋等
飲食店・食事の提供を伴う事業を行う者	食堂、レストラン、ホテル、旅館、冠婚葬祭式場等



事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別せず、混在で一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させるのは法律違反です。

4.2 ごみ減量のメリット

ごみ減量に取り組むことで次のことがメリットとして考えられます。

①環境負荷の低減

廃棄物処理には、**収集運搬**→**中間処理**→**最終処分**の処理処分工程があり、その都度CO₂が発生します。ごみの減量の取り組みにより環境への負荷を低減できます。

②企業のイメージアップ

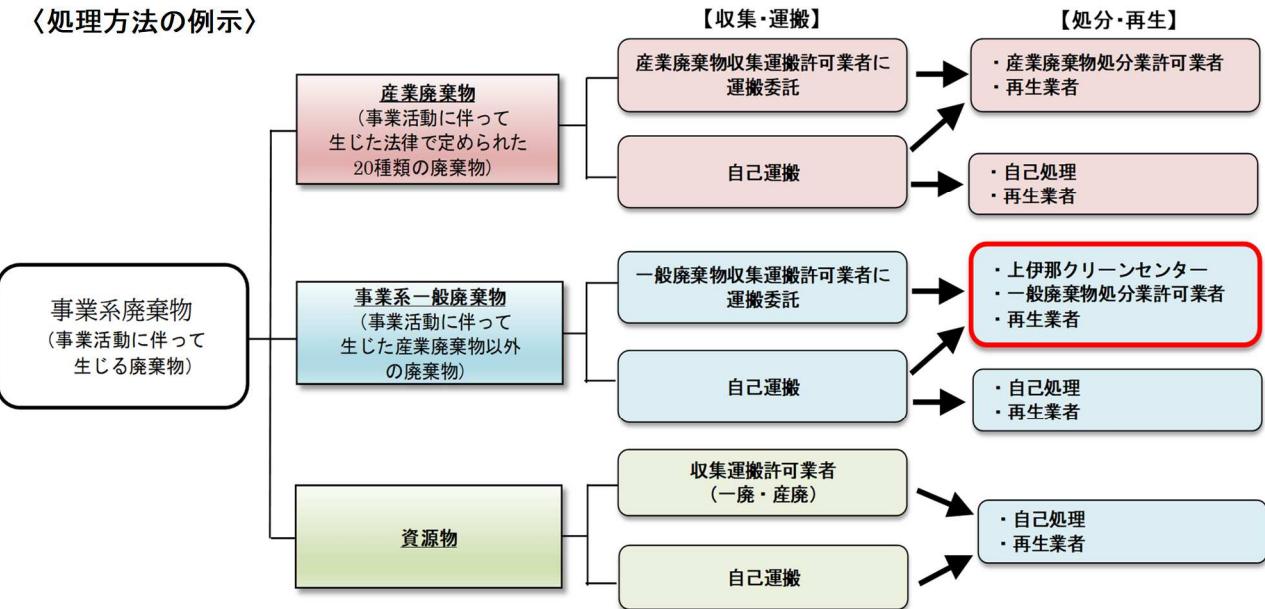
住民（消費者）の皆さんの環境に対する関心が年々高まっています。企業として環境への配慮が企業イメージをつくります。

③ごみ処理コストの削減

ごみを減量することにより、廃棄物処理に要するコスト削減になります。

5 事業系廃棄物の処理方法

排出事業者には、ごみの種類、量にかかわらず事業活動に伴って生じるすべての廃棄物を適正に処理（収集運搬、処分）する義務があり、自ら処理できない場合は、廃棄物処理法の収集運搬や処分の事業許可を受けた者にそれぞれ処理を委託しなければなりません。（5.2-①・②参照）



5.1 上伊那クリーンセンターで受け入れできない廃棄物

- 上伊那クリーンセンターは「一般廃棄物処理施設」です。産業廃棄物の受け入れはできません。
- 資源化可能な古紙類については、上伊那クリーンセンターでは受け入れていません。リサイクル業者へ委託してください。
- 事業系一般廃棄物であっても処理困難物として受け入れできない廃棄物もあります。（動物の死骸・糞、排泄物等）

5.2 上伊那クリーンセンターに搬入する時の注意事項

搬入できる事業系一般廃棄物の形状については、基本的に最大一片の長さが50cm以下、太さ10cm以下の物となります。（切断・分解後）

①事業者自ら搬入する場合

- 事業系一般廃棄物を自ら上伊那クリーンセンターに搬入する場合は、搬入ごみ10kg当たり400円の施設使用料をご負担いただきます。

②一般廃棄物収集運搬業許可者に委託する場合

- 一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合は、事業所の所在する市町村から許可を受けている業者に委託しなければなりません。（許可業者をお探しの際は、市町村にお問い合わせください。）

○事業系一般廃棄物の収集運搬を受託した許可業者は、他の業者への再委託が禁止されていますので、委託（契約）の際には委託内容を遂行できる業者か十分確認をしてください。

③店舗併用住宅の場合（自宅に店舗、事務所がある場合、又は内職をされている場合）

○家庭系廃棄物（生活から発生するごみ）と、事業系廃棄物は分けて出してください。

○家庭系廃棄物は、ごみステーション（集積所）に指定ごみ袋に入れて出せば市町村で収集しますが、事業系廃棄物は事業者自らの責任において処理することとなりますので、基本的にはごみステーション（集積所）に出しても市町村では収集しません。

○収集時に事業系ごみの混入が確認できた場合は収集しません。

④上伊那クリーンセンター家庭系・事業系廃棄物搬入申請書

上伊那クリーンセンターでは、事業系一般廃棄物を搬入するごとに次の申請書の提出が必要です。

上伊那クリーンセンター 家庭系・事業系廃棄物搬入申請書																										
(あて先) 上伊那広域連合長				R7 年 12月 1日																						
申請者 (事業系廃棄物を搬入する場合は、事業所名)	住 所	伊那市 富県 ○○○番地																								
	氏 名	株式会社 ○○○○																								
	電話番号	0265-XX-XXXX																								
	車両番号	松本 は XX-XX																								
ごみの出た場所	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	箕輪町	飯島町	南箕輪村																				
(個人搬入は○を記入) (事業者が混載の場合は、合計が10になるよう比率を記入)	○																									
ごみの種類 (□に✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業活動（個人商店を含む）により出たごみ <input type="checkbox"/> 一般家庭から出たごみ（自ら搬入する場合に限る）																									
(□に✓を記入) 搬入物 (○で囲む)	<input type="checkbox"/> 指定袋（袋） <input checked="" type="checkbox"/> 指定袋以外 生ごみ ふとん類 じゅうたん プラスチック製品 タタミ（畳） 剪定枝 草葉類 木材類 <input checked="" type="checkbox"/> その他（紙） 災害廃棄物 不法投棄 その他（ ）																									
免責事項 (□に✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの持込に際し、以下の免責事項について承知しました。 下記の場合により発生した『ごみの誤処分』や『車両の損傷』に対しては責任を負いかねますので予めご了承願います。 ①お客様のご要望による、ごみ荷降ろしのお手伝い作業中に発生した場合 ②お客様ご自身が運転操作を誤って発生した場合 ③係員の指示に従わずに発生した場合																									
ご協力をお願いいたします。 ① 不適物が入っていないか、確認させていただくことがあります。 なお、不適物はお持ち帰ります。 ② 指定袋と指定袋以外を混載して持ち込まれた場合は、すべての重量で料金をいただきます。 ③ 古紙（新聞・カタログ・事務用印刷物・梱包紙等）のリサイクル可能な廃棄物は搬入できません。 ④ 事業所からの廃プラスチックや不燃物は産業廃棄物であり搬入できません。 ⑤ 作業には細心の注意を払っておりますが、万が一、お客様の財産を誤って処分したり、車両を傷つける恐れがあるため、ごみの荷降ろしは、原則として搬入者が行ってください。																										
<受付者記入欄> <table border="1"> <tr> <td>カードNO</td> <td></td> <td>受付NO.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td></td> <td>使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>退場時間</td> <td></td> <td>預かり額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>正味重量</td> <td>kg</td> <td>お釣り</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>搬入禁止物</td> <td>あり・なし・未確認</td> <td>計量担当者</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 記入いただいた個人情報は厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。 ※ 本申請書は、施設の窓口でお渡しますが、上伊那クリーンセンターのHPからもダウンロードできます。</p>							カードNO		受付NO.		受付時間		使用料	円	退場時間		預かり額	円	正味重量	kg	お釣り	円	搬入禁止物	あり・なし・未確認	計量担当者	
カードNO		受付NO.																								
受付時間		使用料	円																							
退場時間		預かり額	円																							
正味重量	kg	お釣り	円																							
搬入禁止物	あり・なし・未確認	計量担当者																								

※ 「申請書」は上伊那クリーンセンターのホームページからダウンロードできます。

申請書はこちらからも
ダウンロード可



6 事業系廃棄物の適正処理

上伊那クリーンセンターでは、産業廃棄物の混入防止及び資源化可能古紙の再利用の推進を目的とし、事業系廃棄物を適正処理するための「事業系廃棄物搬入検査」を実施しています。

具体的には、上伊那クリーンセンターへの搬入時に、持ち込まれた事業系廃棄物の内容検査を行っています。

検査の結果、不適物（産廃や資源化可能物）の混入を発見した場合は、収集運搬業者に持ち帰りをお願いし、廃棄物担当職員から排出事業へ改善の指導をいたします。

6.1 事業所から搬入された不適ごみの例（令和6年度検査）



廃プラスチック類
(プラスチックが産業廃棄物に該当)



賞味期限切れの弁当
(プラスチック容器が産業廃棄物に該当)

きれいな紙
(資源化可能な古紙類に該当)

7 事業系廃棄物適正処理Q & A

Q 1 お店から出るごみを地域のごみステーション（集積所）に出しても良いか。

A 1 事業系廃棄物は事業者自ら処理をする責任があります。よって、市町村で実施している**ごみステーション（集積所）に出すこと**は**出来ません**。

また、事業系廃棄物をごみステーション（集積所）に出す行為は不法投棄と見なされる場合があります。なお、年間排出量が少量の事業者については特例により近くのごみステーション（集積所）を利用することができる場合がありますので、事業所所在の市町村の一般廃棄物担当課にお問い合わせください。



Q 2 店舗兼住宅から出る事業系ごみの出し方は。

A 2 **お店から出るごみ（事業系一般廃棄物）と、生活から出るごみ（家庭系廃棄物）は分別して別々に出してください。**
お店から出るごみの中には、生活から出るごみと同じでも「産業廃棄物」に該当する物もあります。



Q 3 少量なので、プラスチック類を事業系一般廃棄物と一緒に出しても良いか。

A 3 **事業所等から排出されるプラスチックは全て産業廃棄物となります。**
上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。

Q 4 賞味期限の切れて売れ残った食料品は、一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（プラスチック製容器）が一体となっているが、そのまま事業系一般廃棄物して出しても良いか。

A 4 一般廃棄物と産業廃棄物を分別せずに収集運搬業者に運搬させるのは法律違反となります。中身（一般廃棄物）と容器（産業廃棄物）は分別して別々に処理をしてください。
なお、生ごみは飼料化や堆肥化の資源化に取り組んでください。

Q 5 使用済みの油を、薬剤を使って固めたり、古紙等にしみ込ませてから生ごみと一緒に事業系一般廃棄物として出しても良いか。

A 5 **油は産業廃棄物（廃油）に該当します。**上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。



Q 6 事業所で働く人が食べた弁当の空き容器（プラスチック製容器包装）や、お茶などの空きペットボトルの出し方は。

A 6 **弁当の空き容器やペットボトル等は産業廃棄物となります。**上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。
しかし、食べ残しやお茶殻等は事業系一般廃棄物（動植物性残さ）となります。

Q 7 市町村で実施している資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙等）の回収日に事業所から出る同類のごみを出して良いか。

A 7 **出せません。**事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。資源化可能なごみであっても事業系廃棄物として処理してください。

Q 8 古紙やシュレッダーごみを一般廃棄物として出しても良いか。

A 8 **一般廃棄物として排出することはできますが、**古紙やシュレッダーにかけた紙も資源化できます。廃棄物の処理費用の低減にもつながりますので、古紙回収業者や廃棄物処理業者に相談し、**資源化することを検討してください。**

8 排出事業者に係る罰則

法律における罰則は、許可業者のみならず排出事業者にも適用されます。

罰則は重く、違反行為者の属する法人も行為者同様に罰則を受ける場合があり、社会的・経済的に大きな損失を受ける可能性があります。

主な罰則は次のとおりです。

排出事業者に係る違反項目	違反行為	罰則	根拠法令
廃棄物の不法投棄、不法焼却	廃棄物をみだりに投棄したり、違法に焼却したとき	5年以下の拘禁刑 若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金 又はこの併科	法第25条 (法第32条)
無許可業者への委託禁止違反	廃棄物の運搬又は処分を無許可業者に委託したとき		
措置命令違反	生活環境保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反したとき		
改善命令違反	廃棄物の適正な処理のための保管、収集、運搬又は処分の方法の変更等に関する改善命令に違反したとき	3年以下の拘禁刑 若しくは300万円以下の罰金 又はこの併科	法第26条
委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分若しくは再生等に関する処理委託基準に違反したとき		
廃棄物管理票（産廃マニフェスト）の不交付、未記載、虚偽記載	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、廃棄物を引き渡すとき、管理票を交付せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付したとき	1年以下の拘禁刑 若しくは100万円以下の罰金	法第27条の2

廃棄物管理票（産廃マニフェスト）保存義務違反	産業廃棄物の運搬業者又は処分委託者に交付した管理票の写しを5年間保存しなかつたとき	1年以下の拘禁刑 若しくは 100万円以下の罰金	法第27条の2
処理責任者等設置義務違反	産業廃棄物の処理業務を適切に行わせるための責任者を置かなかつたとき		
報告義務違反	事業者などが行政庁から必要な報告を求められたときに、これを拒否し、又は虚偽の報告を行つたとき	30万円以下の罰金	法第30条
立入検査拒否・妨害・忌避	事業者などが、行政庁の職員が行う立入検査等に対し、これを拒否し、妨害し、又は忌避したとき		

上伊那クリーンセンター

〒396-0621 長野県伊那市富県3790番地



施設外観



搬入ルート

10 お問合わせ先

事業系一般廃棄物の処理に関するご相談は、事業所が所在する市町村の廃棄物担当課または上伊那広域連合までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

【伊 那 市】	生活環境課	環境衛生係	0265-78-4111 (代)
【駒 ケ 根 市】	生活環境課	環境衛生係	0265-83-2111 (代)
【辰 野 町】	住民税務課	生活環境係	0266-41-1111 (代)
【箕 輪 町】	くらしの安全安心課	生活環境・交通係	0265-79-3154 (直)
【飯 島 町】	住民税務課	環境共生エネルギー係	0265-86-3111 (代)
【南 箕 輪 村】	住民環境課	生活環境係	0265-72-2106 (直)
【中 川 村】	建設環境課	環境 係	0265-88-3051 (直)
【宮 田 村】	住 民 課	住 民 係	0265-85-3183 (直)
【上伊那広域連合】	環境衛生課	環境衛生係	0265-78-2537 (直)
		上伊那クリーンセンター	0265-98-8337 (直)

事業系廃棄物の分別早見表（一例）

一廃	事業系一般廃棄物
産廃	産業廃棄物
資源	リサイクル可能な廃棄物

- 下記の品名は一例を示したものです。
- 産業廃棄物と事業系一般廃棄物が混在している場合は、分別いただくのが原則です。
- 特定の業種の場合は、産業廃棄物に該当するものもありますので適正処理をお願いします。

プラスチック類・金属類・びん類は、どの業種から出されても産業廃棄物となります。

	品名	分類	産廃種類	備考
あ	空き缶	産廃 資源	金属くず	従業員の飲食から出たものも含む
	空きびん	産廃 資源	ガラスくず	従業員の飲食から出たものも含む
	アクリル板	産廃	廃プラ類	
	穴あけパンチ	産廃	金属くず	
	椅子	産廃	金属くず 廃プラ類	
	一斗缶	産廃	金属くず	
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ類	
	ウェス（布）	産廃 一廃	廃プラ類	合成繊維製 (機械油などの油が付着したものは産廃となる場合があります。)
	塩化ビニール管	産廃	廃プラ類	
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	鉛筆	一廃		
	OA用紙	一廃 資源		汚れているもの 汚れていないもの
か	化学繊維製品	産廃	廃プラ類	
	カタログ	一廃 資源		汚れているもの 汚れていないもの
	カセットテープ	産廃	廃プラ類	
	かつば	産廃	廃プラ類	
	花びん	産廃	ガラスくず 陶磁器くず	
	紙くず	一廃 資源		特定の業種は産廃
	瓦	産廃	陶磁器くず	
	金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物

	品名	分類	産廃種類	備考
か	金属製品	産廃	金属くず	
	クリアファイル	産廃	廃プラ類	
	軍手	産廃	廃プラ類	合成繊維製
		一廃		天然繊維製 (機械油などの油が付着したものは 産廃となる場合があります。)
	蛍光灯	産廃	廃プラ類 金属くず ガラスくず	
さ	古布	産廃		特定の業種は産廃 化学繊維は産廃 (機械油などの油が付着したものは 産廃となる場合があります。)
		一廃		
	雑紙	一廃		汚れているもの
		資源		汚れていないもの
	サンダル	産廃	廃プラ類	
た	CD・DVD	産廃	廃プラ類	
	シャープペンシル	産廃	金属くず	
			廃プラ類	
	シュレッダーくず	一廃		汚れているもの
		資源		汚れていないもの
	消火器	産廃	廃プラ類	
			金属くず	リサイクルシステムあり
	新聞・雑誌	一廃		特定の業種は産廃
		資源		汚れていないもの
	スコップ	産廃	金属くず	
	スポンジ	産廃	廃プラ類	
	スリッパ	産廃	廃プラ類	
	せん定枝・刈草	一廃		
		資源		
	洗面器	産廃	金属くず	
			廃プラ類	
た	体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀を含む場合は、水銀使用製品 産業廃棄物として許可業者に処理 を委託
	体温計(デジタル)	産廃	廃プラ類	
			金属くず	
	たたみ	産廃	繊維くず	特定の業種は産廃
		一廃		解体・リフォーム等から出たものは除く
	段ボール	一廃		汚れているもの
		資源		汚れていないもの
	チラシ	一廃		汚れているもの
		資源		汚れていないもの
机(スチール)	産廃	金属くず		
		廃プラ類		
机(木製)	一廃			木製品製造業等は産廃

	品名	分類	産廃種類	備考
た	電気コード	産廃	廃プラ類	
			金属くず	
	電球	産廃	金属くず	
			ガラスくず	
	電池	産廃	汚泥	
			金属くず	
	陶磁器	産廃	陶磁器くず	
	動物の死体	産廃	動物の死体	特定の業種は産廃 処理困難物 (一廃に該当する動物の死体も受 入れできません。)
	動物の粪	産廃	動物のふん尿	特定の業種は産廃 処理困難物
	トタン	産廃	金属くず	
な	塗料(固体)	産廃	廃プラ類	
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は 廃アルカリ	
			廃プラ類	
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ類	
は	長靴	産廃	ゴムくず	
	生ごみ	資源		特定の業種は産廃
				食品リサイクル法
	ネット	産廃	廃プラ類	
は	廃油(鉱物性・動植物性)	産廃	廃油	
	バッテリー	産廃	廃酸	
			廃プラ類	
			金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	パソコン	産廃	廃プラ類	リサイクルシステムあり
			金属くず	
	ハンガー	産廃	金属くず	
			廃プラ類	
	ビデオテープ	産廃	廃プラ類	
	FAX用紙	資源		汚れているもの
				汚れていないもの(感熱紙は不可)
	フレコンパック	産廃	廃プラ類	
	ペットボトル	資源	廃プラ類	汚れているもの
				汚れていないもの
	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
	弁当のプラスチック空き容器等 (プラスチック製容器包装)	資源	廃プラ類	従業員の飲食から出たものも含む
				汚れていないもの

	品名	分類	産廃種類	備考
は	ボールペン	産廃	廃プラ類	
	ホッチキス	産廃	廃プラ類	
			金属くず	
ま	ポリバケツ	産廃	廃プラ類	
	マウスパッド	産廃	廃プラ類	
	マッチ	一廃		火災予防のため濡らす
ら	名刺	一廃		汚れているもの
		資源		汚れていないもの
	ライター	産廃	廃プラ類 金属くず	中のガスは使い切る
わ	レジ袋	産廃	廃プラ類	
	れんが	産廃	陶磁器くず	
	ロッカー(金属)	産廃	金属くず	
わ	割りばし	一廃		